

前橋市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について（議案第113号）

職員課

1 制定の理由

地方公務員法の規定に基づき、本市職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定める。

2 主な内容

- (1) 高齢者部分休業の対象となる職員の年齢は、55歳以上とする。
- (2) 任命権者は、年齢が55歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が55歳に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部（1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内）について勤務しないことを承認することができる。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 附則で改正する条例

公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例